

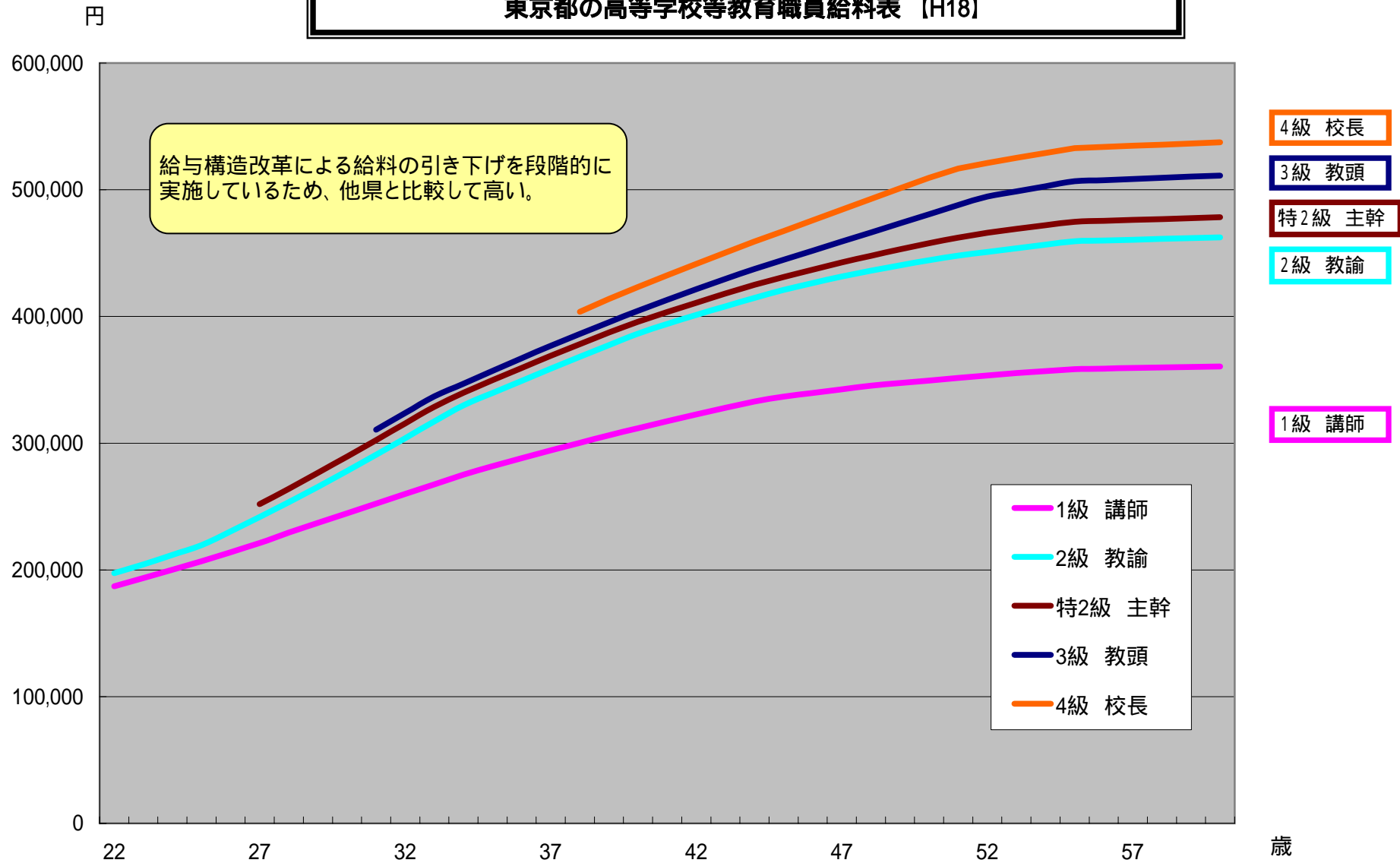
## 主幹若しくは指導力の優れた教員について新たに給料表を設けている都府県(高校)

(平成18年度現在)

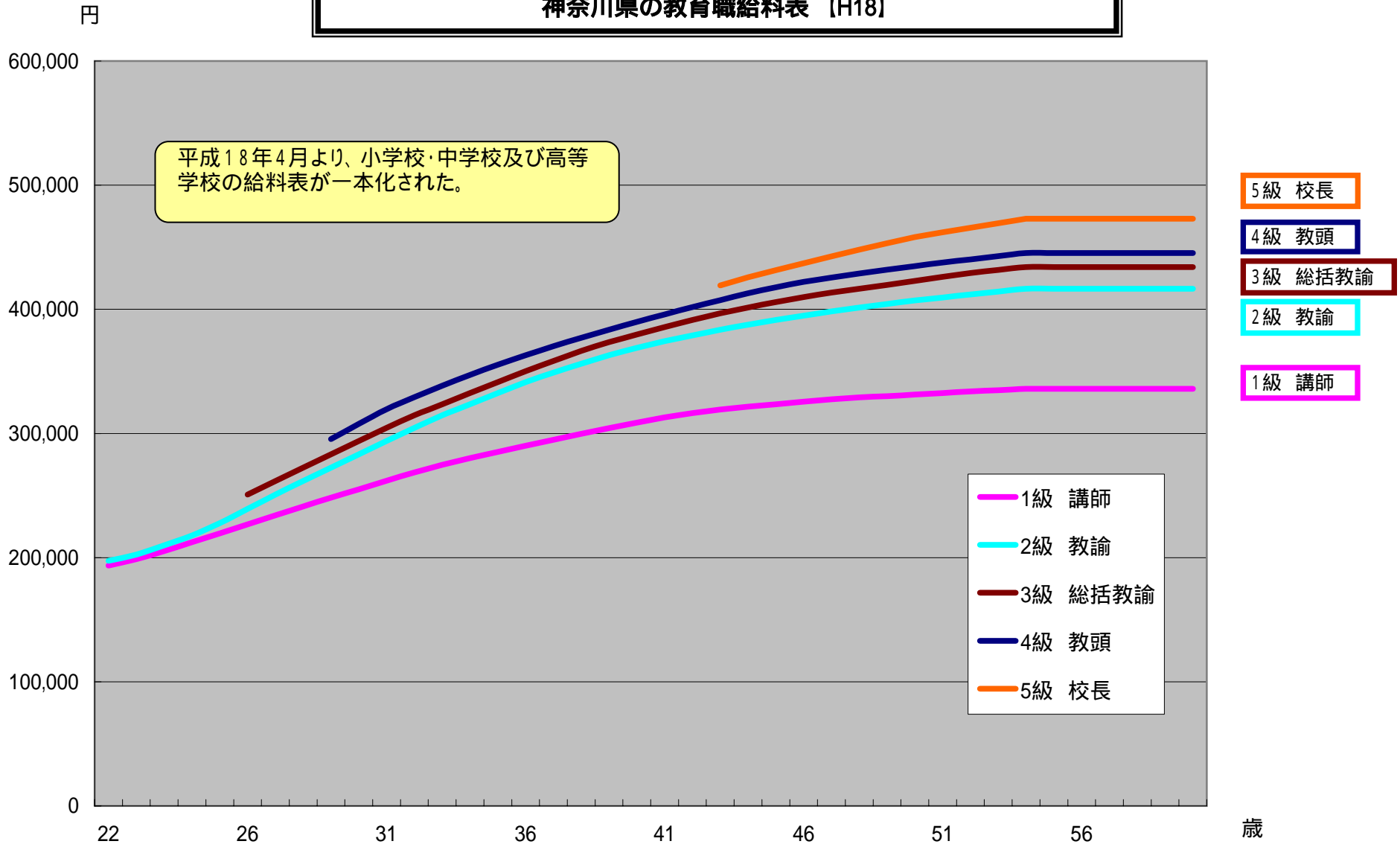
都府県	名称	給料表	一般教諭との給与比較(モデル) 月額					
				給料	管理職手当	主任手当	合計	(差額)
東京都	主幹	5級制 (特2級を適用)	一般教諭(50歳)	444,300円	0円	4,000円	448,300円	
			主幹(50歳)	457,800円	0円	4,000円	461,800円	13,500円
神奈川県	総括教諭	5級制 (3級を適用)	一般教諭(50歳)	407,200円	0円	0円	407,200円	
			総括教諭(50歳)	422,900円	0円	0円	422,900円	15,700円
大阪府	首席	5級制 (特2級を適用)	一般教諭(50歳)	418,100円	0円	4,000円	422,100円	
			首席(50歳)	436,300円	0円	4,000円	440,300円	18,200円
	指導教諭	5級制 (特2級を適用)	一般教諭(50歳)	418,100円	0円	4,000円	422,100円	
			指導教諭(50歳)	430,500円	0円	4,000円	434,500円	12,400円

- ・給与比較における一般教諭と主幹等は、それぞれ大学卒業後、高等学校勤務で50歳をモデルとした。  
(すべて高校の教員をモデル。大阪府の首席及び指導教諭は高校のみの配置。)  
(主幹等任用の要件が、東京都は38歳以上、神奈川は42歳以上、大阪は首席33歳以上、指導教諭50歳以上。それぞれ最短で昇格したものとし、満50歳の時点モデル。)
- ・それぞれの条例で定める給料表により、採用から50歳まで標準的(1年に4号給ずつ)に昇給したものと試算。
- ・主幹等は主任を兼ねているものとし、一般教諭は主任として比較。
- ・東京都、大阪府ともに主任手当は月額200円。(月20日勤務として試算)なお、神奈川県は平成18年度から主任手当を廃止している。
- ・東京都、神奈川県、大阪府の主幹等は、管理職手当は支給されない。
- ・東京都は給与構造改革による給料の引き下げを段階的に実施しているため、他県と比較して高い。

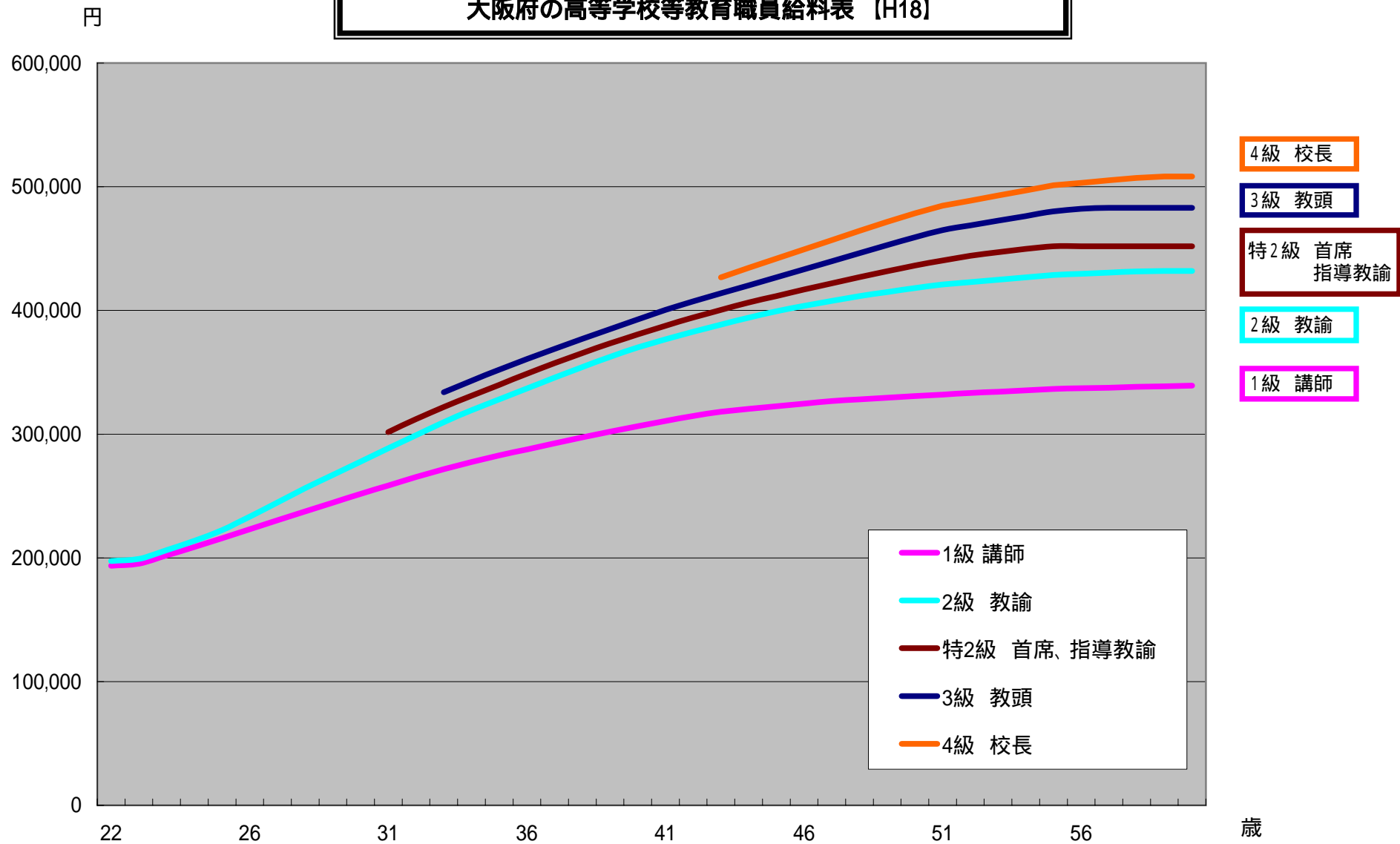
東京都の高等学校等教育職員給料表【H18】



# 神奈川県教育職給料表【H18】



大阪府の高等学校等教育職員給料表【H18】



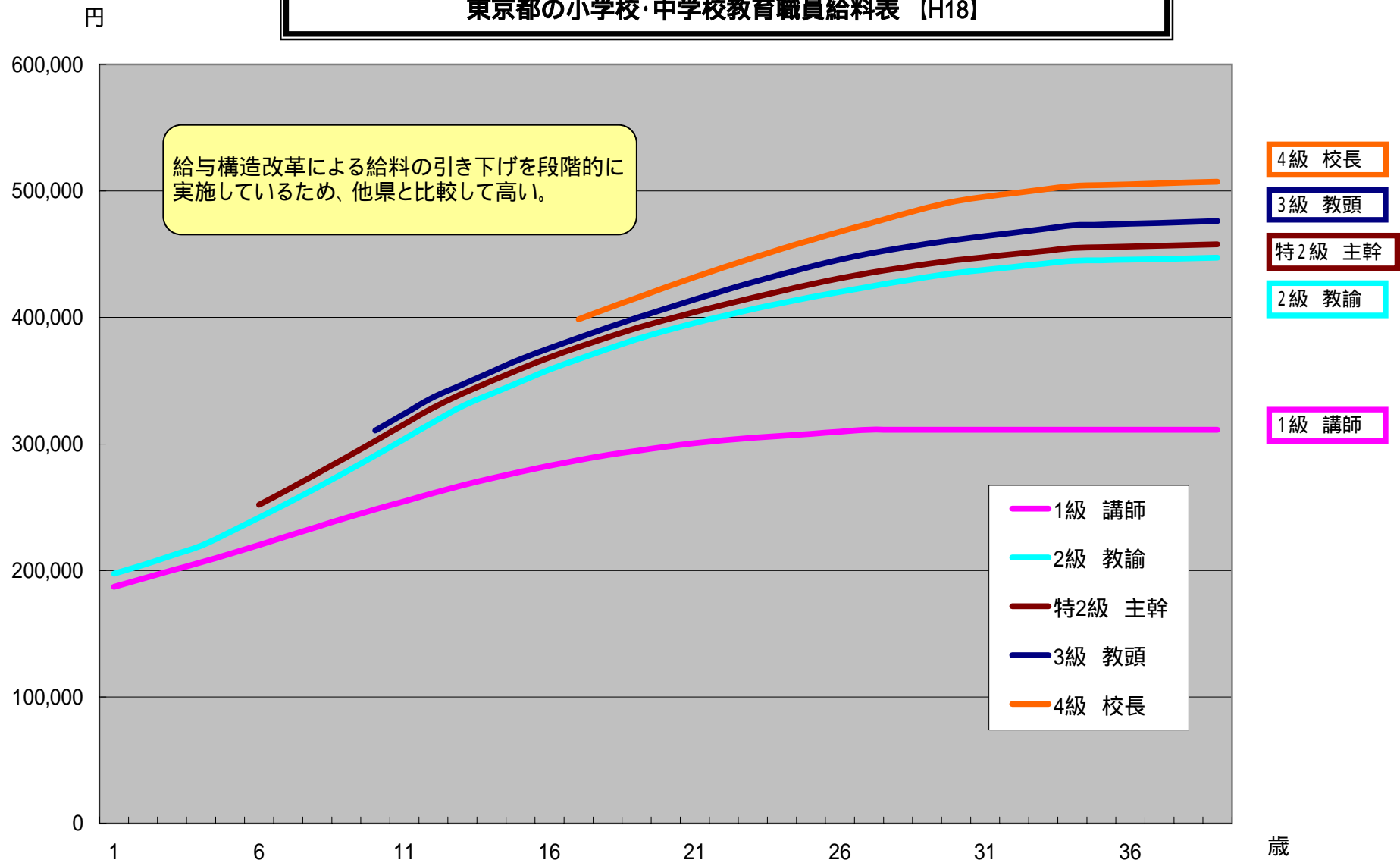
# 主幹若しくは指導力の優れた教員について新たに給料表を設けている都府県(小・中学校)

(平成18年度現在)

都府県	名称	給料表	一般教諭との給与比較(モデル) 月額					
				給料	管理職手当	主任手当	合計	(差額)
東京都	主幹	5級制 (特2級を適用)	一般教諭(50歳)	431,900円	0円	4,000円	435,900円	
			主幹(50歳)	442,300円	0円	4,000円	446,300円	10,400円
神奈川県	総括教諭	5級制 (3級を適用)	一般教諭(50歳)	407,200円	0円	0円	407,200円	
			総括教諭(50歳)	422,900円	0円	0円	422,900円	15,700円

- ・給与比較における一般教諭と主幹等は、それぞれ大学卒業後、小・中学校勤務で50歳をモデルとした。  
(すべて小・中学校の教員をモデル。)
- (主幹等任用の要件は、東京都は38歳以上、神奈川は42歳以上。それぞれ最短で昇格したものとし、満50歳の時点モデル。)
- ・それぞれの条例で定める給料表により、採用から50歳まで標準的(1年に4号給ずつ)に昇給したものとして試算。
- ・主幹等は主任を兼ねているものとし、一般教諭は主任として比較。
- ・東京都の主任手当は月額200円。(月20日勤務として試算)なお、神奈川県は平成18年度から主任手当を廃止している。
- ・東京都、神奈川県の主幹等は、管理職手当は支給されない。
- ・東京都は給与構造改革による給料の引き下げを段階的に実施しているため、他県と比較して高い。

東京都の小学校・中学校教育職員給料表【H18】



# 神奈川県教育職給料表【H18】

